

渋川市公告第 3 3 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 1 日

渋川市長 高 木 勉

1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙のとおり

2 縦覧場所

渋川市産業観光部農林課

渋川市公式ホームページ

(<http://www.city.shibukawa.lg.jp/sangyou/sangyou/ringyou/p008221.html>)

3 本公告により、渋川市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上